

平成29年度財務省政策評価実施計画等の一部変更（案）の概要

- 1. 財務省の「政策の目標」の体系図（平成29年度版（一部改正）） 1
- 2. 「総合目標」の変更について 2
- 3. 総合目標を構成する「テーマ」の変更について 3
- 4. 「測定指標」の変更について 4

1. 財務省の「政策の目標」の体系図（平成29年度版（一部改正））

財務省の使命

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心して豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。

政策の目標

政策の基本目標（総合目標）

財政（総合目標1）

我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）を黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

税制（総合目標2）

財政健全化目標達成に向け、社会保障と税の一体改革を継続するとともに、若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築するなど、経済社会の構造変化を踏まえた税体系全般にわたる構造改革（オーバーホール）を進める。

財務管理（総合目標3）

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地方公共団体等との連携を進め、国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム（総合目標4）

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済（総合目標5）

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指すとともに、日本企業の海外展開支援も推進する。

財政・経済運営（総合目標6）

総合目標1から5の目標を追求しつつ、大震災からの復興の加速に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、経済再生と財政再建の双方を同時に実現することを目指し、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

各政策分野の目標（政策目標）

健全な財政の確保（政策目標1）

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現（政策目標2）

- 2-1 経済の好循環を確かなものとするための税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理（政策目標3）

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
- 3-3 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持（政策目標4）

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展（政策目標5）

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進（政策目標6）

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

※下線は変更箇所、 は今回変更を行う政策の目標。

2. 「総合目標」の変更について

「平成 30 年度予算編成の基本方針」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、「基礎的財政収支（プライマリーバランス）の黒字化を目指すという目標を堅持し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す。」とされたことを受け、「目標名」、「目標の内容」、総合目標を構成する「テーマ」、「測定指標」等について所要の変更を行います。

	現行	変更後
総合目標 1 （財政）	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、 <u>2020（平成 32）年度までに黒字化、その後の債務残高対 GDP 比の安定的な引き下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。</u>	我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方を合わせた <u>プライマリーバランス（基礎的財政収支）を、黒字化し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引き下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。</u>

その他、関連する目標として総合目標 6（財政・経済運営）、政策目標 1－1（重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進）、政策目標 1－5（地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行）についても、所要の変更を行います。

3. 総合目標を構成する「テーマ」の変更について

	現行	変更後
総 1-1	<p>国・地方を合わせた<u>基礎的財政収支</u>について、<u>2020（平成 32）年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げ</u>を目指す。</p>	<p>国・地方を合わせた<u>プライマリーバランス</u>を黒字化し、<u>同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げ</u>を目指す。</p>
総 6-1	<p>経済政策「アベノミクス」を推進することで、成長と分配の好循環を実現するとともに、<u>2020（平成 32）年度までに国・地方の基礎的財政収支を黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げにより、財政健全化を実現する。</u></p>	<p>経済政策「アベノミクス」を推進することで、成長と分配の好循環を実現するとともに、国・地方の<u>プライマリーバランスを黒字化し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げ</u>を目指す。</p>

4. 「測定指標」の変更について

	現行	変更後
総 1-1-A-1	<p>財政健全化目標の達成に向けた取組</p> <p>(平成 32 年度目標)</p> <p>国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化</p> <p>(その後の目標)</p> <p>債務残高対 GDP 比の安定的な引下げ</p>	<p>財政健全化目標の達成に向けた取組</p> <p>国・地方を合わせたプライマリーバランスを黒字化し、同時に債務残高対 GDP 比の安定的な引下げを目指す</p>
	<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2015」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析</p> <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2015」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析します。</p>	<p>「平成 30 年度予算編成の基本方針」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析</p> <p>「平成 30 年度予算編成の基本方針」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析します。</p>
政 1-1-1-B-1	<p>重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組</p> <p>一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。また、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、2020 (平成 32) 年度までに黒字化するととの財政健全化目標の達成に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めてまいります。</p>	<p>重点的な予算配分を通じた財政の効率化等への取組</p> <p>一般会計と特別会計を合わせた歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分し、逆に重要性や必要性の低い分野、相対的な優先度の低い分野には配分しないという考えの下、財政活動全般を効率的、効果的なものにします。また、「経済財政運営と改革の基本方針 2015」における「経済・財政再生計画」に掲げる国の一般歳出の水準等の「目安」を踏まえ、財政健全化に向けた取組を進めてまいります。</p>